

京都市告示第137号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第36条の規定により令和5年3月31日付けで確認を辞退した特定教育・保育施設について、法第41条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和5年5月18日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	特定教育・保育 施設の種類
京都市長 門川 大作	京都市鏡山保育所	山科区厨子奥苗代元町 16番地5	保育所

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)